

平成21年の主な制度改正

あなたの
健康を支える

国民健康保険

国民健康保険に加入する方は？

すべての国民は何らかの健康保険に加入する義務があります。75歳未満で、職場の健康保険など（社会保険など）に加入していない方（自営業の方や無職の方など）は、国



民健康保険（以下「国保」）に加入しなければなりません。また、職場の健康保険などをやめた場合には、国保の加入手続きが必要です。手続きが遅れると、保険税をさかのぼって納めなければなりませんのでご注意ください。

保険税は重要な財源です

国民健康保険税（以下「保険税」）は、国保の収入の約3割を占めており、国保制度を支える大切な財源です。また、支出のほとんどは皆さんの医療費の支払いにあてられています。

保険税は納期内納付を

国保に加入している方は、給付を受ける「権利」と同時に、保険税を納める「義務」もあります。保険税は必ず納期内に納めましょう。特別な理由もなく保険税を滞納すると、有効期限が短い「短期保険証」や、保険診療分の費用を全額負担しなければならぬ「被保険者資格証明書」の交付を受けることがあります。また、納付状況が改善されない場合は、財産差し押さえなどの滞納処分が執行される場合がありますので、納付が困難になった場合など

は、町民税務課または歌津総合支所町民福祉課で必ず納税相談を受けてください。

学 保険証の手続き

【親元を離れる学生に④保険証を交付します】

他の市区町村の高校や大学、各種学校などに入学する場合は、住所の変更が必要ですが、医療保険は今までどおり親元の国保に加入することができます。

この場合は、申請により④保険証が交付されます。

◇手続きに必要なもの

- ・国保の保険証
- ・印鑑
- ・在学証明書

※転出届も同時に受理します。転出先住所を確認してください。

【⑤保険証の有効期限は3月末日です】

昨年9月以降に交付した⑤保険証の有効期限は3月31日

となっております。4月1日以降も在学する方は、更新手続きが必要です。（対象者には、3月中旬に通知します。）

【卒業する場合には】

卒業後も他の市区町村で生活する方は、親元での国保資格を喪失し、住所地の国保の資格を取得します。就職して社会保険などに加入した方も国保の資格を喪失します。

また、卒業後南三陸町に転入し、引き続き国保の場合は④保険証から一般の保険証に資格が変わります。いずれの場合でも、当町の異動手続きが必要です。

◇手続きに必要なもの

- ・国保④保険証
- ・印鑑
- ・社会保険等に加入した場合はその保険証

国民健康保険に関する問い合わせは

町民税務課
医療給付係
☎46-1373

歌津総合支所
町民福祉課 住民係
☎36-3923

70歳以上75歳未満の方に関する改正

■高齢受給者証の自己負担割合が1割に据え置き

医療を受けたときの自己負担割合は、平成21年3月31日まで1割に据え置きとなりましたが、平成22年3月31日まで1年間延長されました。平成22年4月からは、2割負担に変更になります。

※現役並み所得者は3割のまま変更ありません。

■高齢受給者証の所得区分における「現役並み所得者」の基準の変更

後期高齢者医療制度への移行に伴い、「現役並み所得者」の区分となった方（自己負担割合3割）のうち、一定の条件を満たす場合は、申請により医療費が高額になったときの高額療養費の自己負担限度額についてのみ「一般」の区分を適用する経過措置が設けられていましたが、平成21年1月からは、申請により、自己負担割合についても「一般」の区分とすることになりました。

※該当する見込みのある場合、資格取得または更新時において申請を案内します。

75歳になる方に関する改正

■75歳になる月の自己負担限度額の変更

医療費が高額になったときは、加入する健康保険から自己負担限度額を超えた分が支給されますが、後期高齢者医療制度創設に伴い、75歳になる月は国保（または加入する他の社会保険）と後期高齢者医療制度それぞれの自己負担限度額が適用され、負担が倍増する場合があります。こういった現象をなくすため、平成21年1月から、75歳になる月に限り、国保等と後期高齢者医療制度それぞれの自己負担限度額を2分の1とする措置がとられ、2つあわせてもこれまでと変わらないようになっています。

この措置は、平成20年4月診療分にさかのぼって適用されます。

※制度適用により支給となる場合は、支給する各保険者から通知書が送付されます。

65歳以上75歳未満の方に関する改正

■口座振替による納付を選択する方の要件の緩和

保険税及び後期高齢者医療制度の保険料の納付方法は、

原則として特別徴収（年金からの天引き）となっており、一定の要件を満たす方は、口座振替を選択することができますが、平成21年4月納付分からは、選択できる方の要件が緩和されることになりました。口座振替を選択する場合は、金融機関で口座振替の手続きをしてから、役場窓口で納付方法変更申出書を提出してください。

その他の改正

■出産育児一時金の支給額の変更

平成21年1月から、分娩に關連して発症した重度脳性まひの赤ちゃんや家族を経済的に補償する「産科医療補償制度」が開始されました。この制度に加入している分娩機関で出産した国保被保険者に対して、出産育児一時金35万円にその掛金分3万円が加算されます。

こんなときは必ず14日以内に届出を！		届出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入した	前住所地の転出証明書、印鑑
	職場の健康保険を脱退した	職場の健康保険を脱退した証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれた	被扶養者でない理由の証明書、印鑑
	子どもが生まれた	保険証、母子健康手帳、印鑑
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書、印鑑
国保を脱退するとき	外国籍の方が国保に加入する	外国人登録証明書
	他の市町村に転出する	国民健康保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入した	国保と職場の健康保険の両方の保険証（職場の健康保険が未交付の場合は、加入したことを証明するもの）、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になった	
	国保の被保険者が死亡した	国民健康保険証、死亡を証明するもの、印鑑
その他	生活保護を受けるようになった	国民健康保険証、保護開始決定通知書、印鑑
	外国籍の方が国保を脱退する	国民健康保険証、外国人登録証明書、印鑑
	退職医療制度の対象となった	国民健康保険証、年金証書、印鑑
	同じ町内で住所が変わった	
	世帯主や氏名が変わったとき	国民健康保険証、印鑑
世帯が分かれたり一緒になった		
保険証の紛失または破損など（再交付申請）	国民健康保険証（ない場合は運転免許証など身分を証明するもの）、印鑑	